

## 政策 III-1-(2)-①

### 1. 政策及び目標等

政策	ITの戦略的活用
達成すべき目標	金融インフラ等がIT化等に対応したものとなること
目標設定の考え方及びその根拠	利用者ニーズに即応した金融商品・サービスが誰にでも安く、速く提供されるようになることを目指す。 根拠：「金融改革プログラム」
測定指標	金融インフラ等のIT化等への対応状況 ・電子債権法（仮称）の制定に向けた検討状況 ・金融機関IT活用状況実態把握アンケートの結果

### 2. 17年度重点施策等

17年度重点施策	① 電子債権制度導入に向けた検討 ② IT活用の実態把握とシステム構築に関する金融機関間の情報交換の実施
参考指標	① 金融審議会（情報技術革新と金融制度に関するWG）での検討状況等 ② 実務家・有識者との意見交換の状況

### 3. 政策の内容

我が国金融機関のIT投資が国際的に見て遅れ、ITコストが高止まりしている一方、インターネット取引の比重が増している現状を踏まえ、ITの戦略的活用を促すこととし、これにより、利用者ニーズに即応した金融商品・サービスが誰にでも安く、速く提供されるようになることを目指しています。

### 4. 現状分析及び外部要因

ITの戦略的活用については、「金融改革プログラム」（平成16年12月）において、  
・電子的な資金決済・支払い、電子的金融取引に関する法制の整備に向けた検討  
・IT活用状況の実態把握と、システム構築に関する金融機関間の情報交換の実施（ITキャラバンの実施等）  
を行うこととしています。

また、電子債権制度については、「e-Japan 戦略II」（15年7月）以降累次のIT戦略本部決定等に基づき、中小企業の資金調達環境を整備する等のため、金融庁、法務省及び経済産業省において検討を行ってきました。

## 5. 事務運営についての報告及び評価

### (1) 事務運営についての報告

#### ① 電子債権制度導入に向けた検討

金融庁では、金融審議会金融分科会情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループにおいて「金融システム面からみた電子債権法制に関する議論の整理」を座長メモの形で取りまとめ公表しました(17年7月)。その後、この座長メモにおいて示された基本的視点のほか、法務省における電子債権の私法上の論点整理や経済産業省における電子債権を活用したビジネスモデルの検討結果を踏まえ、法務省、経済産業省及び金融庁において「電子債権に関する基本的な考え方」を取りまとめ、電子債権制度の骨格を明らかにしました(17年12月)。

#### ② IT活用の実態把握とシステム構築に関する金融機関間の情報交換の実施

ア. 金融機関におけるITの活用状況について把握するため「金融機関IT活用状況実態把握アンケート」を実施し、結果を公表しました(17年9月)。

(注) アンケートの回収率は79.4%

(預金取扱金融機関：85.1%、証券会社：65.4%、保険会社：77.0%)

イ. 上記アンケート結果について、実務家との意見交換を実施しました(17年10月)。

### (2) 評価

#### ① 電子債権制度導入に向けた検討

電子債権制度については、「IT戦略パッケージ2005」(17年2月)において、「電子債権法(仮称)の制定に向けた検討を進め、2005年中に制度の骨格を明らかにする。」とされていましたが、金融審議会金融分科会情報技術革新ワーキンググループにおける「座長メモ」のとりまとめ、及び法務省、経済産業省及び金融庁における「電子債権に関する基本的考え方」のとりまとめにより電子債権制度の骨格を明らかにしたことから、検討は計画通りに行われたと考えています。

#### ② IT活用の実態把握とシステム構築に関する金融機関間の情報交換の実施

もとより、金融機関がITを如何に活用し、これを如何に投資していくかは、各金融機関の経営判断により決定されるものですが、金融分野におけるIT活用の実績を示す統計的情報が十分存在しない現状において、

- ・各金融機関のIT支出状況についての基礎的な計数、
- ・費用対効果の観点からのIT活用状況や問題点及び今後の取組み、
- ・戦略的活用の観点からのIT活用状況や問題点及び今後の取組み、
- ・金融取引に関する共通のITインフラについての現状や問題点、

に係る情報を行政が収集し取りまとめた上で公表したことは、金融機関が自社の

I T投資の効率性やビジネス戦略上の位置付けの客観的評価を行う上で参考になるものと考えています。

## **6. 今後の課題**

(1) 電子債権制度については、18年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」において「平成17年12月に明らかにされた電子債権制度の骨格を踏まえて電子債権法(仮称)の制定に向けた検討を進め、平成18年度中の法的枠組みの具体化を目指す」こととされたことを踏まえ、さらに検討を進めていく必要があります。

以上を踏まえて、電子債権法(仮称)を含め、I T化の急速な進展に伴う新たなサービスに対応する法制度のあり方を検討するための体制を整備するため、19年度の機構定員要求を行う必要があります。

(2) I T活用の実態把握とシステム構築に関する金融機関間の情報交換の実施については、金融機関によるI Tの戦略的活用のより一層の浸透を図るための施策を継続していく必要があります。

## **7. 当該政策に係る端的な結論**

現時点では成果の発現は予定されていないが、政策の達成に向け業務は適切に実施されており、引き続きこれまでの取組みを進めていく必要があります。

## **8. 学識経験を有する者の知見の活用**

政策評価に関する有識者会議

## **9. 注記(政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等)**

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・「金融システム面からみた電子債権法制に関する議論の整理」
- ・「電子債権に関する基本的な考え方」
- ・「金融機関I T活用状況実態把握アンケート」

## **10. 担当部局**

総務企画局企画課調査室、総務企画局政策課